

## 超低温冷凍庫（ディープフリーザー）等の無償譲渡に関する要領

京丹波町健康福祉部健康推進課  
令和6年3月29日作成

### （趣旨）

第1条 この要領は、特例臨時接種（新型コロナウイルスワクチン接種）の接種終了にあたり、国から京丹波町に譲渡のあったワクチン保管用の超低温冷凍庫（ディープフリーザー）等（以下、冷凍庫という）を、有効活用を図ることを目的として、無償譲渡のために必要な事項を定める。

### （譲渡先）

第2条 冷凍庫の使用目的から、活用の公益性や有効性などが期待される町内医療機関を優先とし、次いで関連施設に希望を確認する。なお、特殊な冷凍庫のため、個人への譲渡は行わない。

### （申出書）

第3条 冷凍庫の無償譲渡を希望する者は、無償譲渡に関する申込書（様式1）を健康推進課へ提出する。

### （移設の責任）

第4条 冷凍庫の移設に係る責任（移送や移設に係る費用含む）は、譲渡を希望する側とする。

### （受領書）

第5条 無償譲渡が完了した際に、受領書（様式2）を健康推進課へ提出する。

### （その他）

第6条 譲渡予定冷凍庫は、3年間使用しており、バッテリー等経年劣化している場合があるため、メンテナンス等は、譲渡先の負担とし、譲渡後の返却は不可とする。